

**第69回税理士試験 法人税法
第二問(計算)解答**

〔表示内容の説明〕

配点：★・・・2点、●・・・1点

問1

租税公課・納税充当金に関する事項

問1

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び 留保・流出の別)	計算過程
損金計上納税充当金 48,750,000 (加算・留保) ●	(1) 損金計上納税充当金 $46,700,000 + (20,610,000 + 18,240,000) - 36,800,000 = 48,750,000$
損金計上法人税 12,990,000 (加算・留保) ●	(2) 損金計上附帯税等 $110,000 + 80,000 + 60,000 = 250,000$
損金計上住民税 2,740,000 (加算・留保) ●	(3) 事業所税 当期に係るものは、翌期に申告納付を行うため、当期の損金に計上することはできない。
損金計上附帯税等 250,000 (加算・流出) ●	(4) 交通反則金 業務外の交通違反による交通反則金は役員に対する給与に該当し、定期同額給与等に該当しないため、損金不算入となる。
未払事業所税否認 1,080,000 (加算・留保) ●	(5) 社会保険料の延滞金 国税又は地方税に係る延滞金ではないため、損金算入される。
役員給与の損金不算入 20,000 (加算・流出) ●	
前期仮払税金否認 20,610,000 (加算・留保) ●	
仮払税金認定損 19,700,000 (減算・留保) ●	
納税充当金から支出した事業税等 3,490,000 (減算・留保) ●	
納税充当金から支出した仮払税金 20,610,000 (減算・留保) ●	

リースに関する事項

問 2

所有権移転外リース取引又は 所有権移転リース取引の いずれに該当するか	判定の理由
所有権移転リース取引に該当する★	<p>リース期間終了の時ににおいて、リース資産が無償で賃借人である当社に譲渡されるものであること★から所有権移転リース取引に該当する。</p>

問 3

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び 留保・流出の別)	計算過程
償却超過額 2,650,000 (加算・留保) ★	<p>(1) 取得価額 48,000,000 + 400,000 + 2,600,000 = 51,000,000</p> <p>(2) 判定 $51,000,000 \times 0.200 = 10,200,000 \geq 51,000,000 \times 0.06552 = 3,341,520$ ∴ 通常償却</p> <p>(3) 償却限度額 $51,000,000 \times 0.200 \times 7/12 = 5,950,000$</p> <p>(4) 償却超過額 $(800,000 \times 7 + 400,000 + 2,600,000) - 5,950,000 = 2,650,000$</p>

有価証券・受取配当等に関する事項

問 4

みなし配当の金額	計算過程
1,140,000●	(1) 交付金銭等の額 3,500,000 (2) 資本金等の額 $80,000,000 \times \frac{35,000,000}{400,000,000 - 281,000,000} (=0.295) \times \frac{14,000\text{株}}{140,000\text{株}} = 2,360,000$ (3) みなし配当等の額 (1)-(2)=1,140,000

問 5

計算過程
(有価証券) (1) B社株式 ① 会計上簿価 $500 \times 14,000\text{株} - 3,142,650 = 3,857,350$ ② 税務上簿価 $500 \times 14,000\text{株} - 500 \times 14,000\text{株} \times 0.295 = 4,935,000$ ③ B社株式計上もれ $4,935,000 - 3,857,350 = 1,077,650$ (2) D社株式 ① 会計上簿価 $160 \times 40,000\text{株} + 145 \times 20,000\text{株} + 130 \times 15,000\text{株} = 11,250,000$ $11,250,000 - 160 \times 15,000\text{株} = 8,850,000$ ② 税務上簿価 $11,250,000 \div 75,000\text{株} = 150$ $150 \times 60,000\text{株} = 9,000,000$ ③ D社株式計上もれ $9,000,000 - 8,850,000 = 150,000$ (3) E社株式 ① 期末簿価 $450 \times (20,000\text{株} - 10,000\text{株}) = 4,500,000$ ② 期末時価 $405 \times (20,000\text{株} - 10,000\text{株}) = 4,050,000$ ③ 時価評価損計上もれ $4,500,000 - 4,050,000 = 450,000$

問5 続き

(受取配当等の益金不算入額)

(1) 短期保有株式等に係る配当等の額

① 短期保有株式数

$$15,000株 \times \frac{60,000株 \times \frac{20,000株}{40,000株 + 20,000株}}{60,000株 + 15,000株} = 4,000株 \bullet$$

② ①に係る配当等の額

$$600,000 \times \frac{4,000株}{60,000株} = 40,000 \bullet$$

問5 続き

(2) 受取配当等の額

① 関連法人株式等

$$600,000 - 40,000 = 560,000$$

② その他株式等

$$1,140,000 + 780,000 = 1,920,000$$

③ 非支配目的株式等

$$100,000$$

(3) 控除負債利子の額

① 支払利子の額

$$1,280,000 + 3,300,000 + 600,000 + 540,000 + 2,930,000 + 950,000 = 9,600,000 \bullet$$

② 総資産の帳簿価額

$$395,522,000 + 1,300,000 + 299,238,000 + 1,500,000 = 697,560,000 \bullet$$

③ 株式等の簿価

$$9,000,000$$

④ 控除負債利子の額

イ 原則法

$$9,600,000 \times \frac{9,000,000}{697,560,000} = 123,860$$

ロ 簡便法

$$9,600,000 \times \frac{144,100 + 133,600}{9,720,000 + 9,430,000} (=0.014) = 134,400$$

$$\text{ハ } \text{イ} < \text{ロ} \quad \therefore 123,860$$

(4) 益金不算入額

$$560,000 - 123,860 + 1,920,000 \times 50\% + 100,000 \times 20\% = 1,416,140$$

(控除所得税額)

(1) 株式出資

① 個別法

$$159,276 + 122,520 \times \frac{40,000 \text{株}}{60,000 \text{株}} \times \frac{12}{12} + 122,520 \times \frac{20,000 \text{株}}{60,000 \text{株}} \times \frac{1}{12} (=0.084)$$

$$+ 20,420 \times \frac{5}{12} (=0.417) = 252,901$$

② 簡便法

$$159,276 + 122,520 \times \frac{40,000 \text{株} + (60,000 \text{株} - 40,000 \text{株}) \times \frac{1}{2}}{60,000 \text{株}} (=0.834) + 20,420 \times \frac{1}{2} (=0.500) = 271,667$$

$$\text{③ } \text{①} < \text{②} \quad \therefore 271,667$$

(2) その他

$$357,350$$

$$(3) (1) + (2) = 629,017$$

問5 続き

加算調整すべき項目及び金額（留保・流出の別）	
(1) B社株式計上もれ	1,077,650（留保）●
(2) D社株式計上もれ	150,000（留保）●
(3) 法人税額から控除される所得税額	629,017（流出）●
減算調整すべき項目及び金額（留保・流出の別）	
(1) E社株式時価評価損計上もれ	450,000（留保）●
(2) 受取配当等の益金不算入額	1,416,140（流出）●

問 II

棚卸資産に関する事項

問 6

(法人税法上甲社に適用される当該棚卸資産に係る評価方法)

適格合併であっても、被合併法人の評価方法を引き継ぐことはできない。

甲社は、評価方法について選定の届出を行っていないため、最終仕入原価法による原価法が甲社に適用される評価方法となる★

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び 留保・流出の別)	計算過程
H評価損否認 600,000 (加算・留保) ★	(1) H商品 物価変動による時価の下落は、評価損の計上事由には該当しない。 よって、甲社が計上した評価損は全額否認される。
I評価損否認 1,900,000 (加算・留保) ★	(2) I商品 過剰生産による時価の下落は、評価損の計上事由には該当しない。 よって、甲社が計上した評価損は全額否認される。
J評価損否認 100,000 (加算・留保) ★	(3) J商品 季節商品の売れ残りで通常の方法で販売できないことが明らかであることから、 評価損の計上事由に該当する。 よって、評価損の計上が認められるが、限度額を超える部分の金額は損金不算入となる。 ① 損金算入限度額 $2,400,000 - 1,200,000 = 1,200,000$ ② 損金不算入額 $1,300,000 - 1,200,000 = 100,000$

減価償却資産に関する事項

問 7

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び 留保・流出の別)	計算過程
(K建物) 償却超過額 40,000 (加算・留保) ★	(1) K建物 ① 償却限度額 $40,000,000 \times 0.9 \times 0.020 \times 6/12 = 360,000$ ② 償却超過額 $400,000 - 360,000 = 40,000$

問7 続き

<p>(L機械装置) 償却超過額 96,277 (加算・留保) ★</p> <p>(M器具備品) 一括償却資産損金算入限度超過額 当期認容 30,000 (減算・留保) ★</p>	<p>(2) L機械装置</p> <p>① 判定 $(6,950,646 + 68,400) \times 0.286 = 2,007,447 \geq 13,500,000 \times 0.08680 = 1,171,800$ ∴ 通常償却</p> <p>② 償却限度額 $(6,950,646 + 68,400) \times 0.286 \times 6/12 = 1,003,723$</p> <p>③ 償却超過額 $1,100,000 - 1,003,723 = 96,277$</p> <p>(3) M器具備品</p> <p>① 損金算入限度額 $180,000 \times \frac{6}{36} = 30,000$</p> <p>② 当期認容額 $30,000 < 120,000 \quad \therefore 30,000$</p>
--	--

役員給与に関する事項

問8

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び 留保・流出の別)	計算過程
(Nに関して)	<p>合併前後で、甲社における職務内容に変更が生じていることから、臨時改定事由に該当する。●また、改定前、改定後の各支給時期における各支給額がそれぞれ同額であることから、Nに対する給与は、定期同額給与に該当し、不相当に高額と認められる金額及び株主総会の決議により定められた給与の支給限度額の範囲内であることから、全額損金算入が認められ、調整すべき金額はない。★</p>

問 8 続き

(〇に関して) 役員給与の損金不算入額 600,000 (加算・流出) ★	合併前後で、甲社における〇の職務内容に変更は生じていないことから、臨時改定事由に該当しない。また、事業年度開始の日以後3月以内の給与改定でもなく、業績悪化に伴う給与改定でもないため、給与改定は認められない。 よって、増額支給した金額10万円×6月=60万円は、定期同額給与等に該当せず、損金不算入となる。
---	---

繰越欠損金に関する事項

問 9

(1) 繰越欠損金の額	
① 第11期	$8,800,000 - 2,200,000 = 6,600,000$
	$6,600,000 - 1,120,000 \times 80\% = 5,704,000$
	$5,704,000 - 1,050,000 \times 55\% = 5,126,500$
	$5,126,500 - 6,770,000 \times 50\% = 1,741,500$ → 当期前9年以内に開始した事業年度に係るものではないため、当期に控除されるものはない。
② 第12期	6,640,000
③ 第14期	1,500,000
④ 第16期	1,690,000
⑤ 第17期	3,530,000
⑥ 第18期	480,000
⑦ 合計	13,840,000 ★
(2) 所得金額控除限度額	$17,680,000 \times 50\% \star = 8,840,000$
(3) 欠損金の当期控除額	
(1) > (2)	∴ 8,840,000 ●